

下條村公共施設等総合管理計画



平成 28（2016）年 6 月 策定

令和 4（2022）年 3 月 改訂

下 條 村

下條村公共施設等総合管理計画：目次

第1 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2

第2 下條村について

1 概況	3
2 沿革	3

第3 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し	4
（1）人口・世帯数の推移	4
（2）年齢階層別人口	5
（3）将来人口	6
2 財政状況	8
（1）歳入の状況	8
（2）歳出の状況	9
（3）財政指標	10
（4）有形固定資産減価償却率	11
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	12

第4 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	13
（1）公共建築物の保有状況	13
（2）築年別整備状況	14
（3）耐震化実施状況	15
2 インフラ施設の状況	16
（1）インフラ施設の現状	16
3 過去に行った対策の概要	17
（1）施設数の縮減	17
（2）各種計画の策定状況	17
4 将来の更新費用の推計	18
（1）長寿命化計画策定による効果額の算出方法	18
（2）公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	19
（3）中長期的な経費の見込み	20

第5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間	21
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	22
3 現状や課題に関する基本認識	23
4 公共施設等の管理の数値目標	24
（1）公共建築物保有量の縮減目標	24
（2）インフラ施設	24

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	25
(1) 点検・診断等の実施方針	25
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	25
(3) 安全確保の実実施方針	26
(4) 耐震化の実実施方針	26
(5) 長寿命化の実実施方針	26
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	27
(7) 統合や廃止の推進方針	27
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	27
6 P D C A サイクルの推進	28

第6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性	29
(1) 文化系施設	29
(2) 社会教育系施設	30
(3) スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設	31
(4) 学校教育系施設、子育て支援施設	32
(5) 保健・福祉施設、医療施設	33
(6) 行政系施設	34
(7) 公営住宅	35
(8) 公園、その他	36
(9) インフラ施設	37

※ 表記数値は四捨五入で表示されているため、合計値などの算出数値が一致しない場合があります。

第1 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

下條村では、いち早く『自立』を選択し、村民総参加のむらづくりを行ってきました。

これまで、道路交通網の整備、全村水道施設の整備、全村合併浄化槽設置事業などの生活基盤整備や、若者定住等人口の増加を図るため若者向け村営住宅の建設、更には宅地用地の分譲が行われてきました。また、住民サービスの向上や、経費の削減等を図るなど、効率的な行財政の運営に努めてきました。しかし現在、人口の変化や高齢化社会の進行により、公共施設等の住民ニーズが変化してくることが予測され、公共施設等のあり方を見直すことが必要になっています。

また、これまでに整備してきた公共施設等は、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが見込まれます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

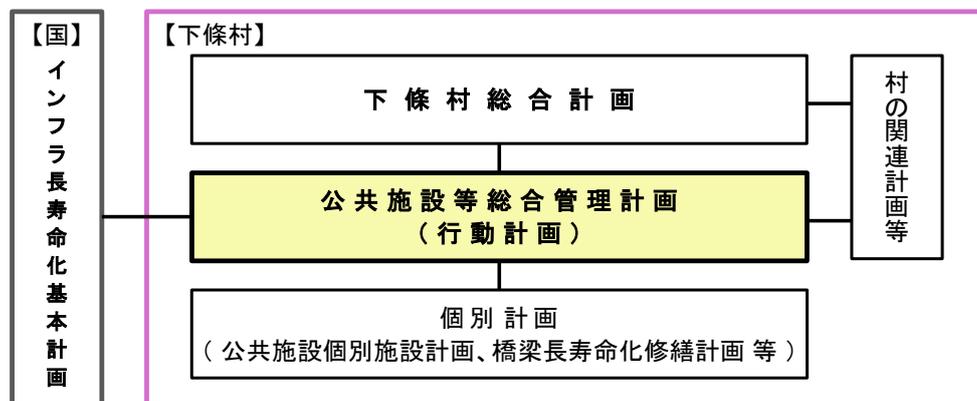
以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、下條村公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定し、持続可能な行財政経営の実現を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等の機能を安全で快適に利用できる状態で維持するための基本的な考え方を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

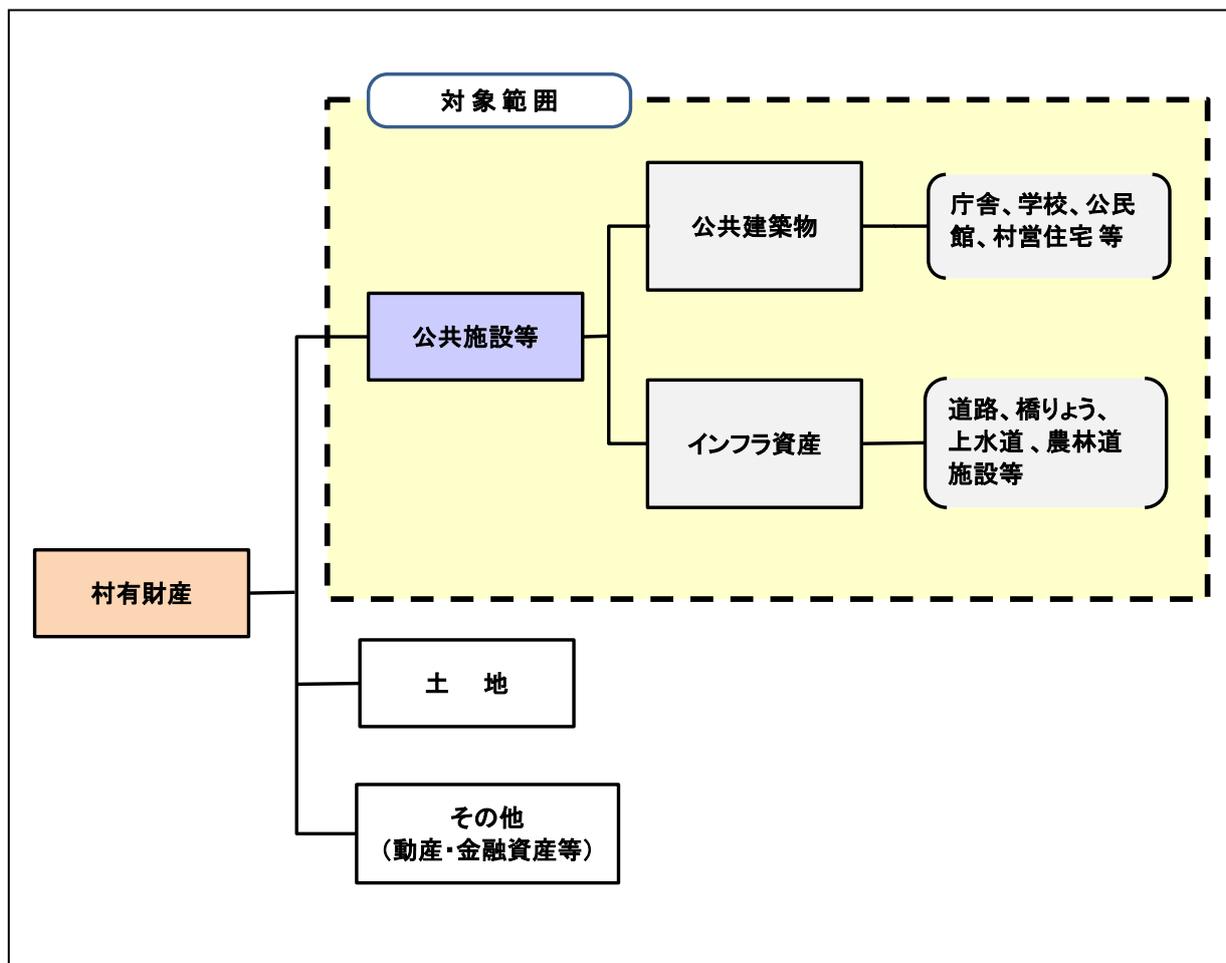
◆図表 1-1 本計画の位置づけ



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和3（2021）年3月末時点の本村が所有する学校・公営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上水道、農林道施設等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



第2 下條村について

1 概 況

本村は、長野県の南部に位置し、東は天竜川を隔てて泰阜村、北は阿智川、鶯巣川により飯田市、阿智村と、西は下條山脈により阿智村浪合を境とし、南は阿南町と接しています。

総面積は、38.12k m²、周囲 30.06km、標高 332m から 828m の間に 34 の集落が散在しています。

下條山脈を水源にして、加竜、白又、牛ヶ爪、南沢、郷敷沢川の流れが緩傾斜を東に向かって流れ下り、東部村境を流れる天竜川に注いでおり、これらの諸流が平坦部を侵食し、各集落を自然に形成しています。



2 沿 革

下條村は、下伊那に2社しかない式内社の大山田神社が置かれ、奈良時代より拓かれた村です。

村名は、室町時代のはじめ甲斐の国（現・山梨県）からこの地に入り、室町中期から戦国期に全盛を極めた下條氏に由来します。

江戸時代14村あった村が明治8（1875）年、合併の気運が高まり、睦沢村（むつざわむら）と陽阜村（ひさわむら）の2村となりました。その後、有力町村を造成することを趣旨に県の町村合併案が策定され、これに基づき、明治22（1889）年4月1日両村が合併して現在の下條村が誕生しました。

第3 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

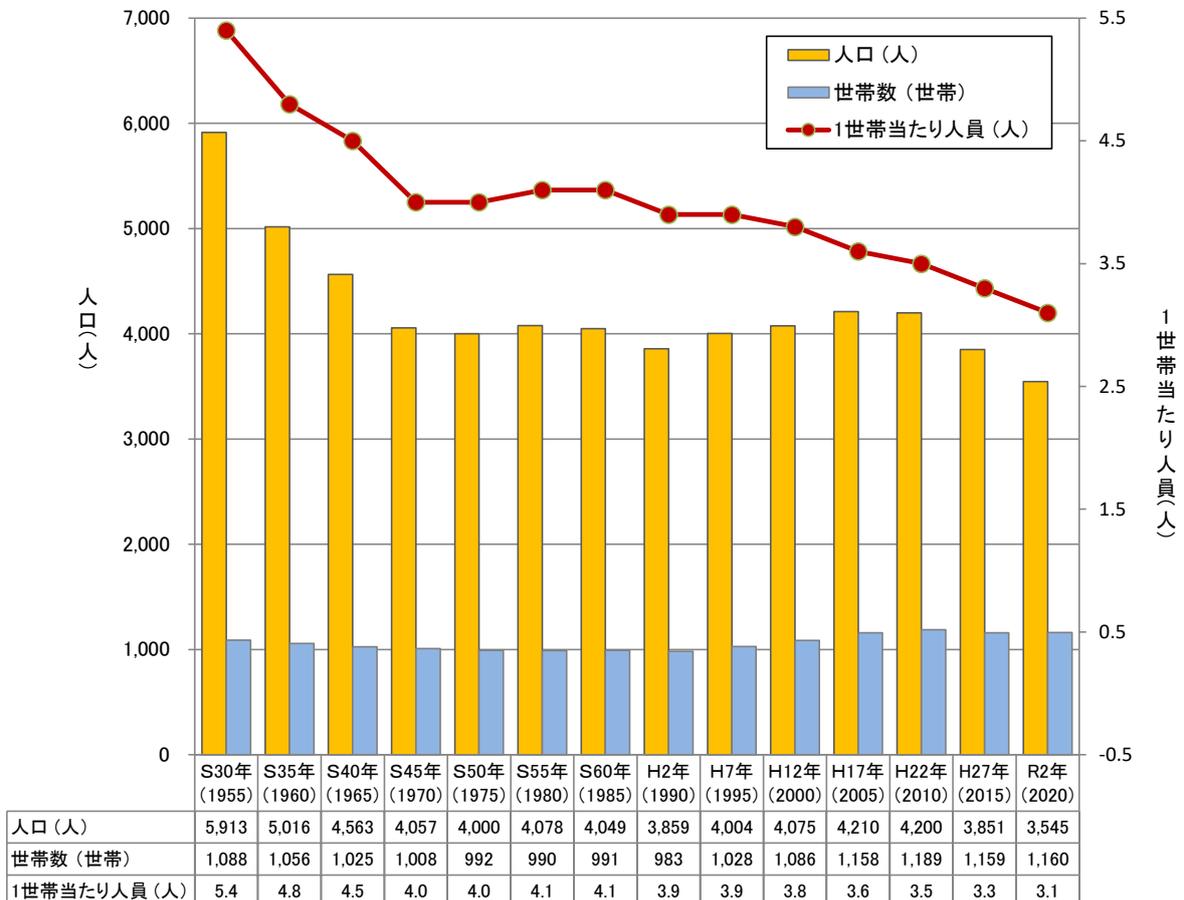
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、ピーク時の昭和30(1955)年の人口は5,913人、その後昭和45(1970)年にかけて大きく減少し4,057人となりましたが、昭和45(1970)年から平成22(2010)年にかけては、平成2(1990)年に3,859人と4千人を割るもののそれ以外の年では4千人以上を維持し、平成7(1995)年以降は穏やかな増加傾向にありましたが、平成27(2015)年から再び減少し、令和2(2020)年には3,545人となり、65年間に2,368人、率で40%減少しています。

世帯数は、昭和30(1955)年の1,088世帯から平成2(1990)年の983世帯まで緩やかに減少したものの、令和2(2020)年は1,160世帯と緩やかな増加傾向に転じています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和30(1955)年から昭和45(1970)年にかけては、5.4人から4.0人と大きく減少しましたが、その後昭和45(1970)年から昭和60(1985)年にまでは4.0人以上を維持してきました。平成2(1990)年以降は穏やかな減少傾向にあります。

◆ 図表 3-1 人口・世帯数の推移

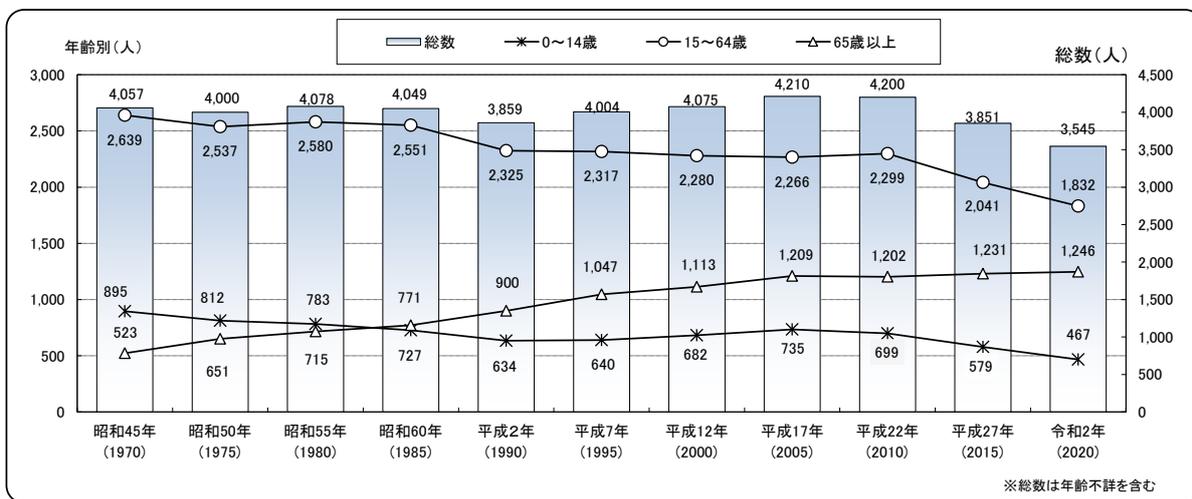


(2) 年齢階層別人口

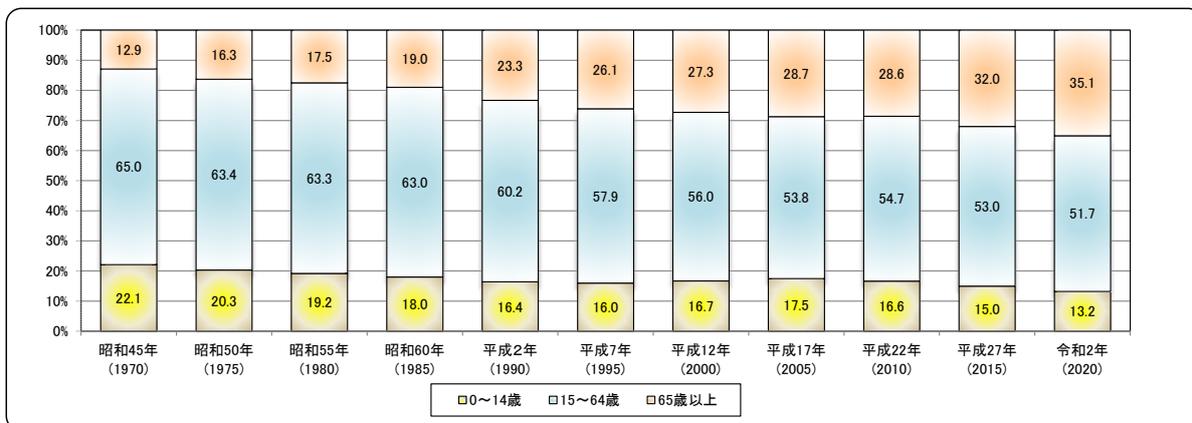
平成2(1990)年から令和2(2020)年にかけての年齢別人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)は平成17(2005)年までは増加しましたが、その後減少し始め、30年間で167人(26.3%)減少、老年人口(65歳以上)は346人(38.4%)増加しており、昭和60(1985)年に高齢人口が年少人口を逆転して以降、高齢人口が上回る状況が続いています。一方、生産年齢人口(15~64歳)は、平成22(2010)年まで2,300人前後で推移していましたが、急激に下降し30年間で493人(21.2%)減少しました。

令和2(2020)年の年齢階層別人口構成比は、年少人口が13.2%、生産年齢人口が51.7%、老年人口が35.1%となっており、老年人口比は長野県平均(32.0%)を上回っていますが、下伊那郡域平均(36.6%)を下回っています。

◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移



◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



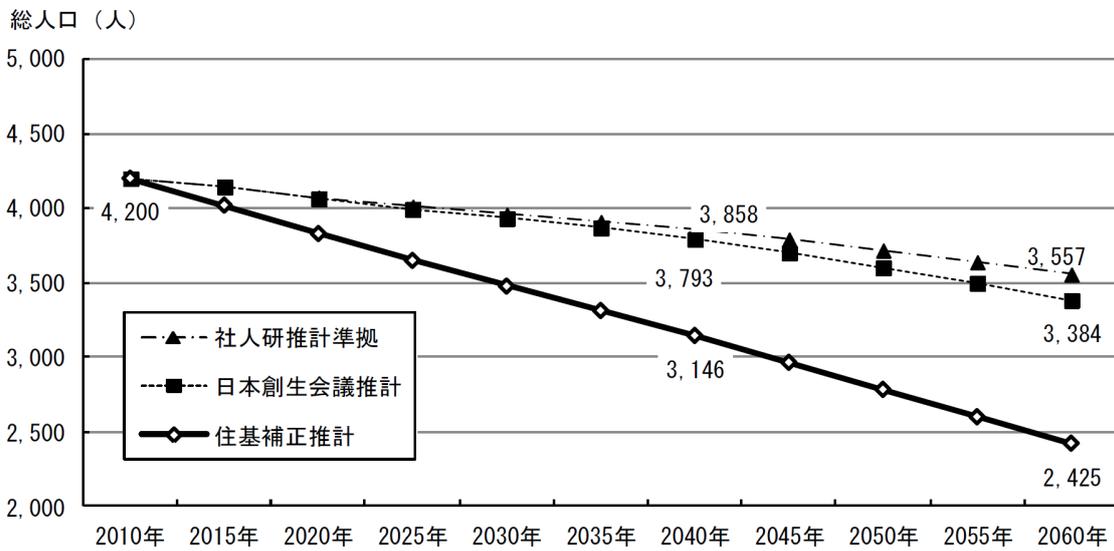
(3) 将来人口

「下條村人口ビジョン(改訂版)R2.3」の「住基補正推計」によると、本村の令和22(2040)年の総人口は3,146人で、平成22(2010)年に対し1,054人(25.1%)減少することが予想されています。(図表3-4)

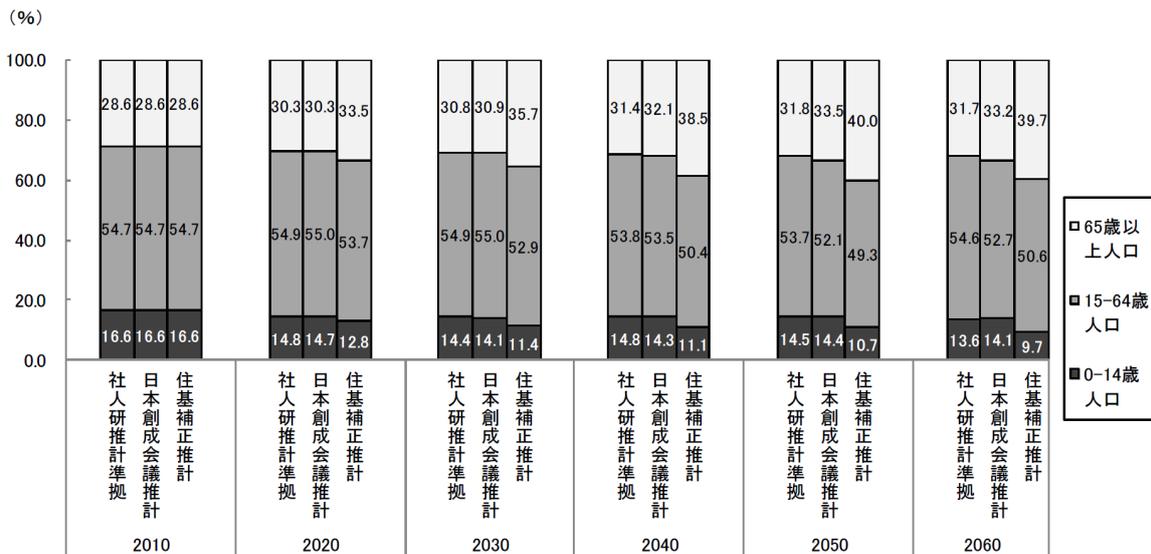
人口構成比では、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は緩やかに減少し、令和22(2040)年の割合はそれぞれ11.1%、50.4%で、老年人口(65歳以上)については、年少人口、生産年齢人口の減少が続くことによる、相対的な増加が続くことにより38.5%となっています。(図表3-5)

なお、「下條村人口ビジョン(改訂版)R2.3」の将来展望人口では、令和22(2040)年の総人口を3,443人程度と展望しています。(図表3-6、3-7)

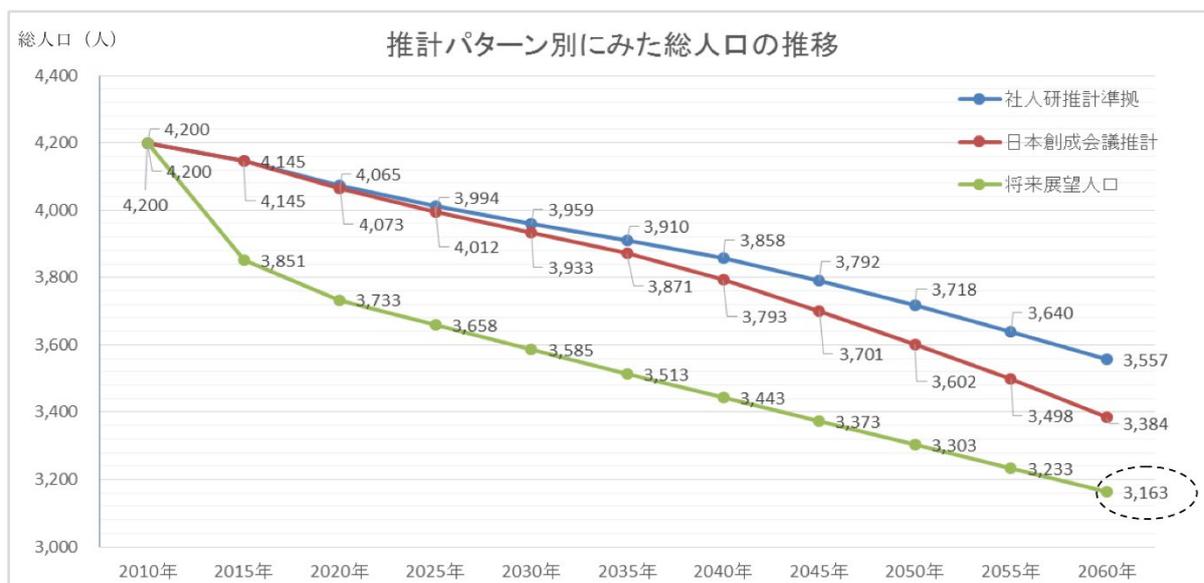
◆図表3-4 推計パターン別にみた総人口の推移(下條村人口ビジョン)



◆図表3-5 推計パターン別にみた年齢階層別人口比の推移(下條村人口ビジョン)



◆ 図表 3-6 推計パターン別にみた総人口の推移（下條村人口ビジョン）



◆ 図表 3-7 推計パターン別にみた総人口の推移（下條村人口ビジョン）

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
社人研推計準拠	4,200	4,145	4,073	4,012	3,959	3,910	3,858
日本創成会議推計	4,200	4,145	4,065	3,994	3,933	3,871	3,793
将来展望人口	4,200	3,851	3,733	3,658	3,585	3,513	3,443

	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研推計準拠	3,792	3,718	3,640	3,557
日本創成会議推計	3,701	3,602	3,498	3,384
将来展望人口	3,373	3,303	3,233	3,163

【設定条件】

	住基補正推計
基準年	2010-2015年
推計年	2015年～2060年
概要	社人研推計の手法に基づき、出生と移動に関する仮定を2010年から2015年の住民基本台帳人口に基づいて修正した推計。
出生に関する仮定	長野県人口ビジョンと同じ。 合計特殊出生率：2025年 1.84（県民希望出生率） 2035年 2.07（人口置換水準）
死亡に関する仮定	社人研推計と同じ。
移動に関する仮定	長野県人口ビジョンと同じ。2020年にかけて3分の1に縮小し、2025年にかけて均衡。 加えて、移住・定住施策の推進により、2015年～2020年の5か年で3家族（夫婦+子ども一人）が転入2020年以降は5年ごとに3家族（夫婦+子ども一人）また、2025年以降5年ごとに2家族（50代夫婦）が移住してくることを仮定した推計。

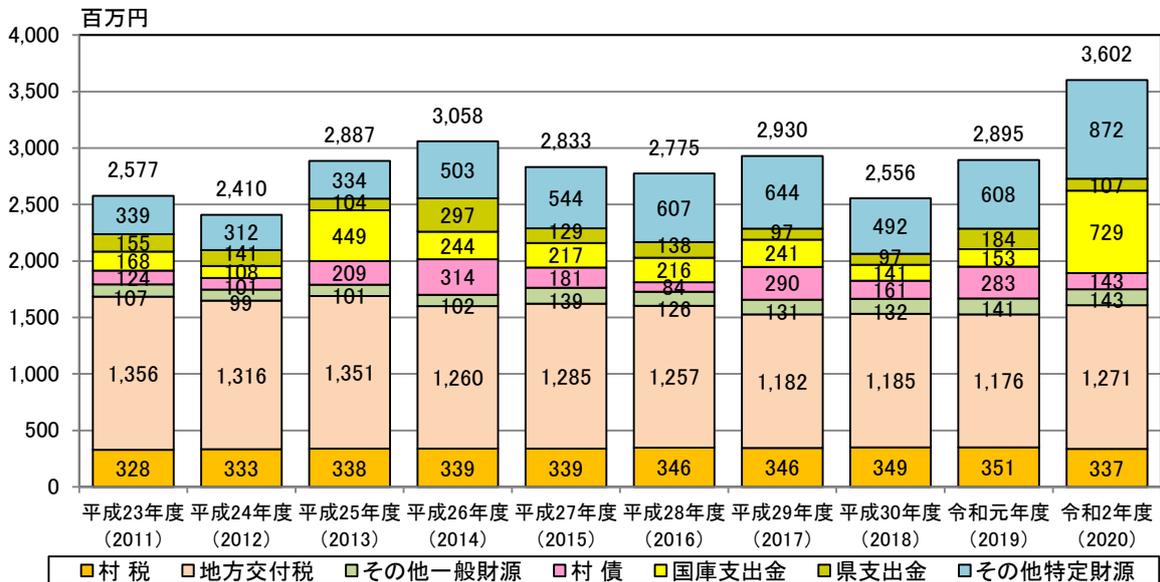
2 財政状況

(1) 歳入の状況

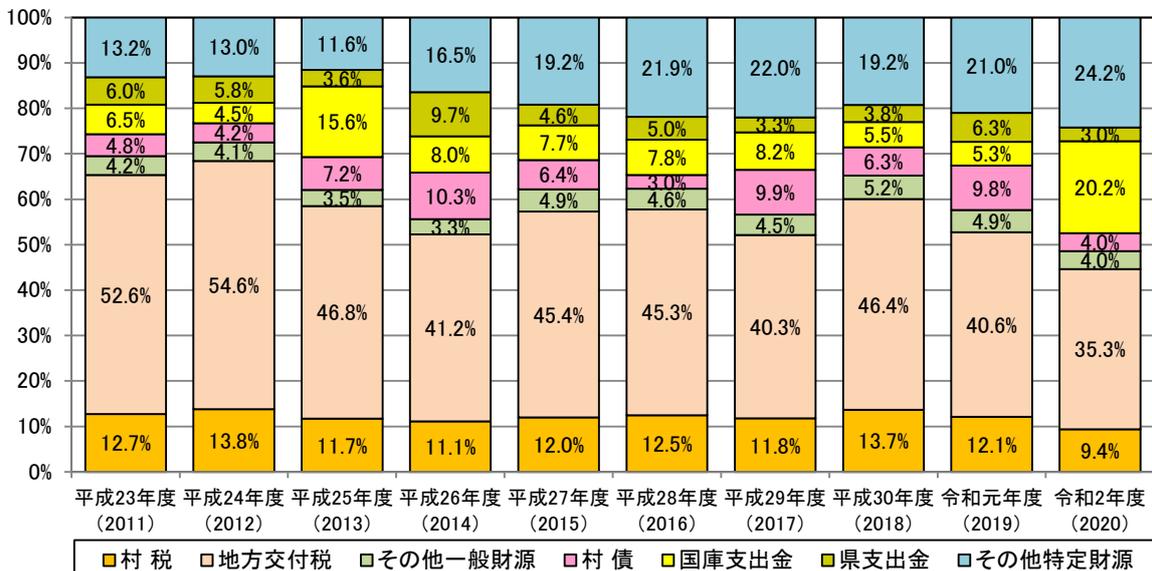
平成23(2011)年度以降概ね24～31億円で推移していましたが、令和2(2020)年度における歳入総額は、新型コロナウイルス感染症対策関連の影響もあり36.0億円となっており、前年度と比べて24.4%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、村税収入は概ね3億円前後ではば横ばいであり、令和2(2020)年度の村税収入は3.4億円で、歳入に占める村税の割合は9.4%となっています。今後、高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村民税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、概ね13億円前後であり、令和2(2020)年度で歳入全体の35.3%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆図表 3-8 歳入決算額の推移(普通会計)



◆図表 3-9 歳入決算額構成比の推移(普通会計)



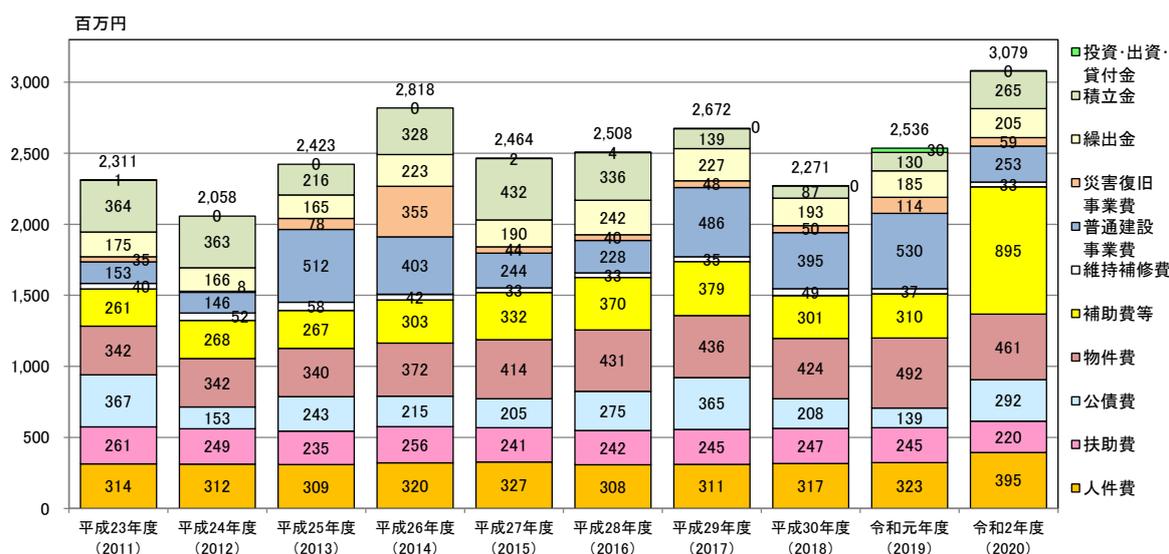
(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費の公債費は変動があり1.4～3.7億円を推移し、人件費、社会保障関係の扶助費は横ばいを推移しています。今後も高齢化の進展により、医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。

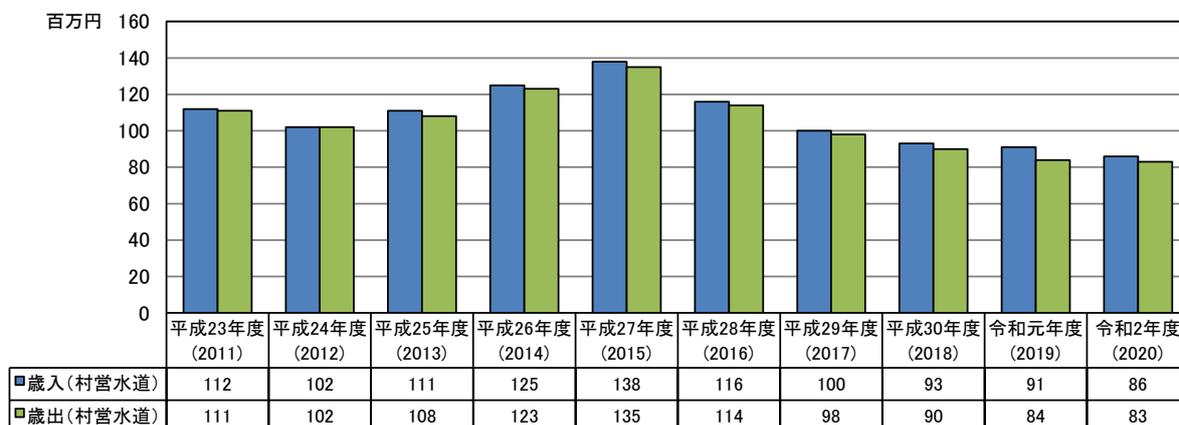
経常的経費（物件費、補助費等、維持修繕費）は概ね6～9億円で推移していましたが、令和2（2020）年度に補助費が新型コロナウイルス感染症対策により9.0億円と大きく増加しています。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は年度によって大きく差があり、平成23(2011)年度以降では最大で平成26(2014)年の7.6億円と全体の26.9%を占めています。今後、公共施設等が更新を迎えるにあたり、維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。（図表3-10）

また、平成23（2011）年度以降の村営水道事業は、平成23（2011）年度から、平成29（2017）年度は1.0～1.4億円の財政規模で推移し、平成30（2018）年度以降は、1億円を下回り推移しています。（図表3-11）

◆図表 3-10 歳出決算額の推移(普通会計)



◆図表 3-11 村営水道事業の推移（特別会計）



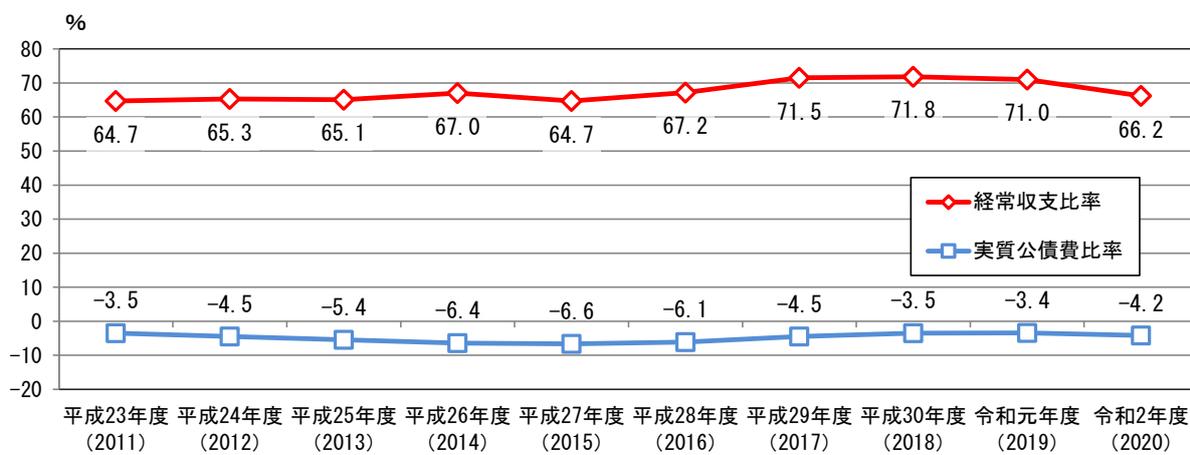
(3) 財政指標

経常収支比率は、平成 29 (2017) 年度以降 70% 台でしたが、令和 2 (2020) 年度は 66.2% に減少しました。

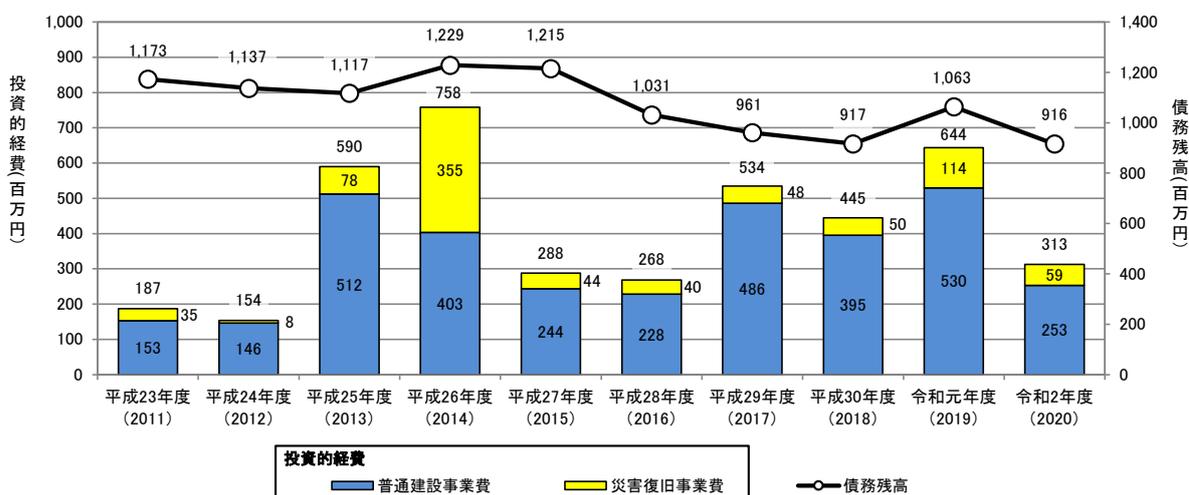
実質公債費比率は、比較的良好な水準を維持しており、令和 2 (2020) 年度は -4.2% となっています。

公共施設等の整備に充てた借入金である地方債の債務残高は、平成 26 (2014) 年度は 12.3 億円でしたが、令和 2 (2020) 年度は 9.2 億円と 25.5% 圧縮しています。

◆ 図表 3-12 財政指標



◆ 図表 3-13 投資的経費と地方債残高の推移



(4) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が 100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。

ア 普通会計

有形固定資産減価償却率は、全国平均より低い水準ですが、長野県平均、類似団体の平均を上回る状況が続いています。既に耐用年数を経過した資産もあり、今後も耐用年数を迎える資産が増えるため、更新投資の財源確保が課題になっています。

令和元（2019）年度末時点の本村における有形固定資産減価償却率（建物）の最も高い施設は、89.8%の消防施設で、次いで高いのは 85.8%の認定こども園・幼稚園・保育所となっており、最も低いのが一般廃棄物処理施設で 8.4%となっています。

イ 公営事業会計

（水道事業の簡易水道事業については該当数値なし。）

◆図表 3-14 施設類型別の有形固定資産減価償却率

分類名		有形固定資産減価償却率(%)				
		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	
普通会計	有形固定資産減価償却率 全体	全国平均	-	-	-	63.4
		長野県平均	-	-	-	60.9
		類似団体内平均値	56.3	57.6	58.8	59.5
		下條村	56.9	58.7	60.6	61.8
	公 営 住 宅	52.6	55.0	54.9	58.3	
	認 定 こ ど も 園 ・ 幼 稚 園 ・ 保 育 所	92.9	93.2	81.9	85.8	
	学 校 施 設	58.1	60.6	55.0	57.5	
	児 童 館	100.0	100.0	31.3	36.3	
	公 民 館	74.3	77.4	77.7	80.2	
	図 書 館	44.0	46.0	46.4	50.0	
	体 育 館 ・ プ ー ル	46.6	49.0	49.6	53.7	
	福 祉 施 設	40.0	42.5	43.4	44.5	
	市 民 会 館	78.9	80.9	75.7	80.6	
	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	37.7	16.8	8.4	8.4	
	消 防 施 設	83.3	85.1	82.3	89.8	
庁 舎	78.0	83.4	85.7	62.5		
道 路	54.1	56.8	56.5	59.9		
橋 り ょ う ・ ト ン ネ ル	68.8	70.5	69.8	73.7		
会 事 公 計 営	水道事業	簡易水道事業	-	-	-	該当数値なし

出典：長野県市町村財政状況資料集、経営比較分析表

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費はほぼ一定、公債費は減少傾向であるものの、扶助費については高校生までの医療費の無料化、高齢者の医療費補助など独自施策により増加しつつあり、今後も高齢化率の上昇等に伴う増加が見込まれます。

過去5年間（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）の投資的経費の平均は約4.4億円となっています。今後もこの平均額と同程度の財源を確保するものと見込んだ場合、充当可能な財源の見込みとして過去の投資的経費の平均額が想定されますが、それ以上に財源の確保が厳しい状況となることが予想されることから、5年程度の間隔で計画のフォローアップや見直しを行うものとし、財源見込みと実際の財源との乖離が広がらないように努めていく必要があります。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設機能を維持し、保有量の縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、村債の適正運営と交付税措置のある有利な起債（公共施設等適正管理推進事業債等）の活用、公共施設等整備基金の計画的積み立て、新しい課税客体の創出などにより、財源の確保を図るとともに、資材支給事業など村独自の施策を継続しコスト削減等を図る必要があります。

第4 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

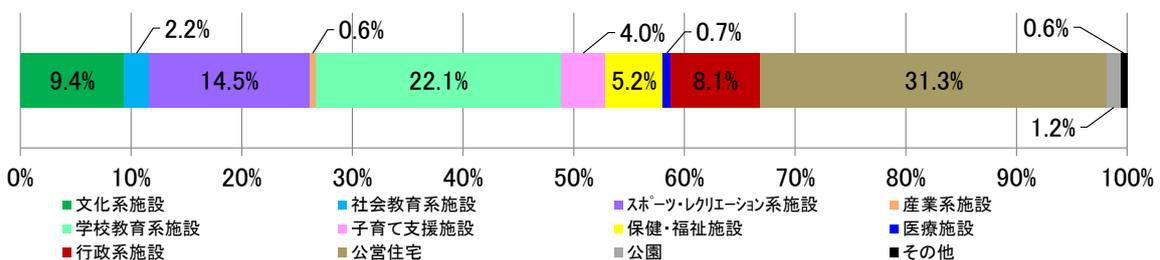
(1) 公共建築物の保有状況

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は46,003.87㎡であり、その内訳は、公営住宅が31.3%と最も多く、次いで学校教育系施設が22.1%、スポーツ・レクリエーション系施設が14.5%、と続き、この3分類で全体の約6割を占めていることがわかります。

◆図表 4-1 公共建築物の保有量の推移

大分類	中分類	延床面積(㎡)		増減の主な理由
		平成26年度(2014)	令和2年度(2020)	
文化系施設	集会施設	3,347.83	1,654.92	中平ふれあいセンターR2/入野コミュニティセンターH30譲渡。合原コミュニティセンター/ふるさとふれあい館H27以前譲渡済判明。親田コミュニティセンター/阿知原コミュニティセンター/小松原コミュニティセンターH27以前取壊し済判明。
	文化施設	2,686.60	2,686.60	
社会教育系施設	図書館	1,007.19	1,007.19	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3,266.34	3,224.52	弓道場(的場棟)施設減。
	レクリエーション施設・観光施設	3,362.19	3,423.69	そば打ち体験館別館H29建築。
産業系施設	産業系施設	178.88	284.93	農産物加工センターH27以前譲渡済判明。下條村そば乾燥調製所R1/R2建築。
学校教育系施設	学校	9,710.32	9,723.29	小学校(校舎)R1増築。物置R1建築。
	その他教育施設	428.00	428.00	
子育て支援施設	幼児・児童施設	505.88	757.20	子育て支援センター「すくすく」H29建築。
	幼稚園・保育園・こども園	1,098.62	1,098.62	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,887.35	1,744.09	高齢者ふれあいプラザH27以前譲渡済判明。
	保健施設	635.17	635.17	
	その他社会保険施設	77.68	0.00	保健休養施設(おおぐて)H29取壊し。
医療施設	医療施設	341.70	341.70	
行政系施設	庁舎等	2,184.63	2,184.63	
	消防施設	469.47	469.47	
	その他行政系施設	1,075.28	1,087.68	防災倉庫2棟R2建築。
公営住宅	公営住宅	13,807.33	14,410.05	旧教員住宅【その他】から異動。
公園	公園	544.99	544.99	
その他	その他	613.47	297.13	お試しオフィスR2追加。旧教員住宅【その他】へ異動。旧教員住宅1棟R1譲渡。
合計		47,228.92	46,003.87	

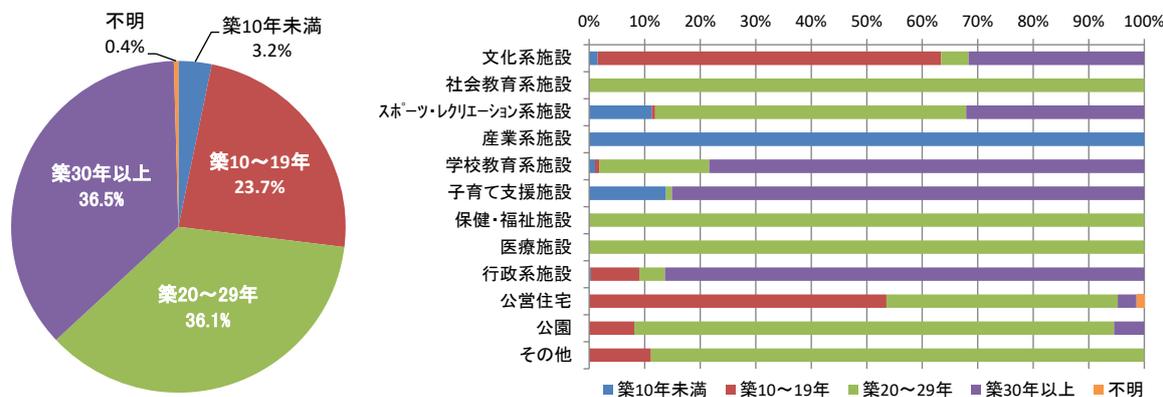
◆図表 4-2 公共建築物延床面積の割合



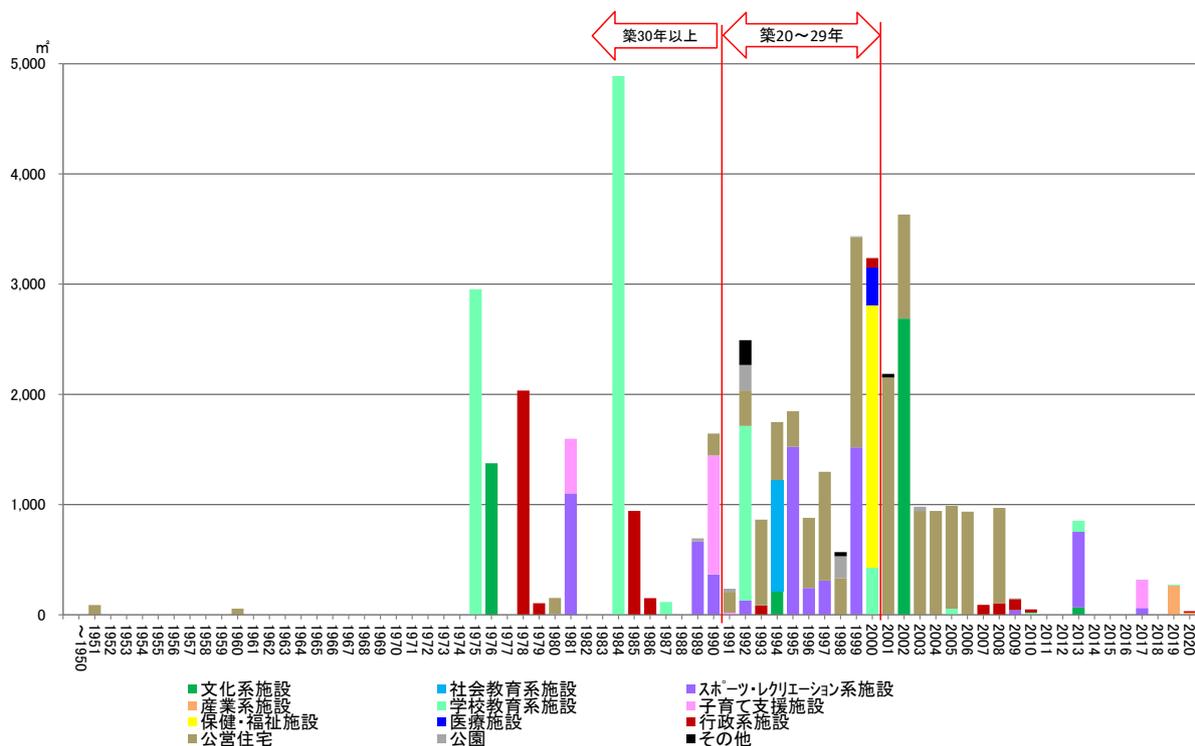
(2) 築年別整備状況

平成2（1990）年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の36.5%、10年後に30年以上経過となる施設割合は72.6%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延床面積の状況

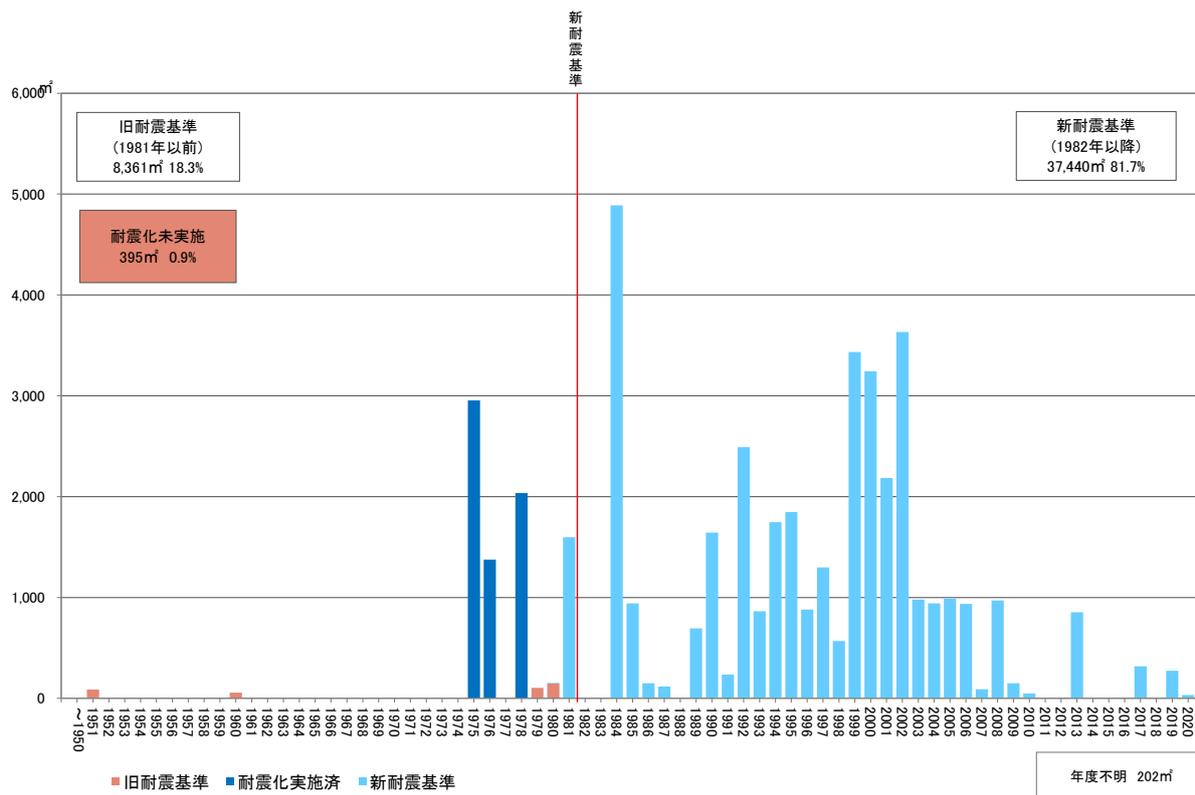


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の81.7%が新耐震基準による整備、残りの18.3%が昭和56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち耐震化未実施の施設は全体の0.9%となっています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 190.9km、橋りょうが 66 橋、上水道管路延長が 119.8km、農林道延長が 18.3km、林道橋りょうが 15 橋などとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況の推移

種 別	主な施設	施設数量	
		平成 26 年度 (2014)	令和 2 年度 (2020)
道 路	道路延長	190,905m	190,905m
	1 級村道延長	19,756m	19,756m
	2 級村道延長	31,865m	31,865m
	その他村道延長	139,284m	139,284m
橋りょう	橋りょう数	66 橋	66 橋
上 水 道	管路総延長	119,263m	119,821m
	導水管	6,800	7,248m
	送水管	13,484	13,484m
	配水管	98,979	99,089m
	浄水場	1 施設	1 施設
	配水池	6 箇所	6 箇所
農林道施設	農道延長	405m	405m
	林道延長	18,288m	18,288m
	林道橋りょう数	15 橋	15 橋

3 過去に行った対策の概要

(1) 施設数の縮減

計画策定時の平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて延床面積で 441.80 m²削減しています。

◆図表 4-7 除却等施設一覧

施設名称	延床面積 (m ²)	建築年度	実施年度	対策
中平ふれあいセンター	118.83	平成 21 年度 (2009)	令和 2 年度 (2020)	譲渡
入野コミュニティーセンター	193.12	平成 18 年度 (2006)	平成 30 年度 (2018)	譲渡
村営住宅 (29_住宅)	52.17	平成 2 年度 (1990)	令和元年度 (2019)	売却
保健休養施設 (おおぐて)	77.68	昭和 46 年度 (1971)	平成 29 年度 (2017)	取壊し
合 計	441.80			

(2) 各種計画の策定状況

◆図表 4-8 各種計画一覧

類 型	名 称	状 況
公 共 建 築 物	下條村公共施設個別施設計画	令和 2 (2020) 年度策定
橋 り よ う	下條村長寿命化修繕計画	平成 24 (2012) 年度策定 平成 29 (2017) 年度改訂

4 将来の更新費用の推計

(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、各長寿命化計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

長寿命化計画未策定またはコスト算定されていない長寿命化計画の種別については、単純更新と長寿命化計画の更新費用は、総務省提供ソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を利用します。

◆図表 4-9 更新費用の根拠

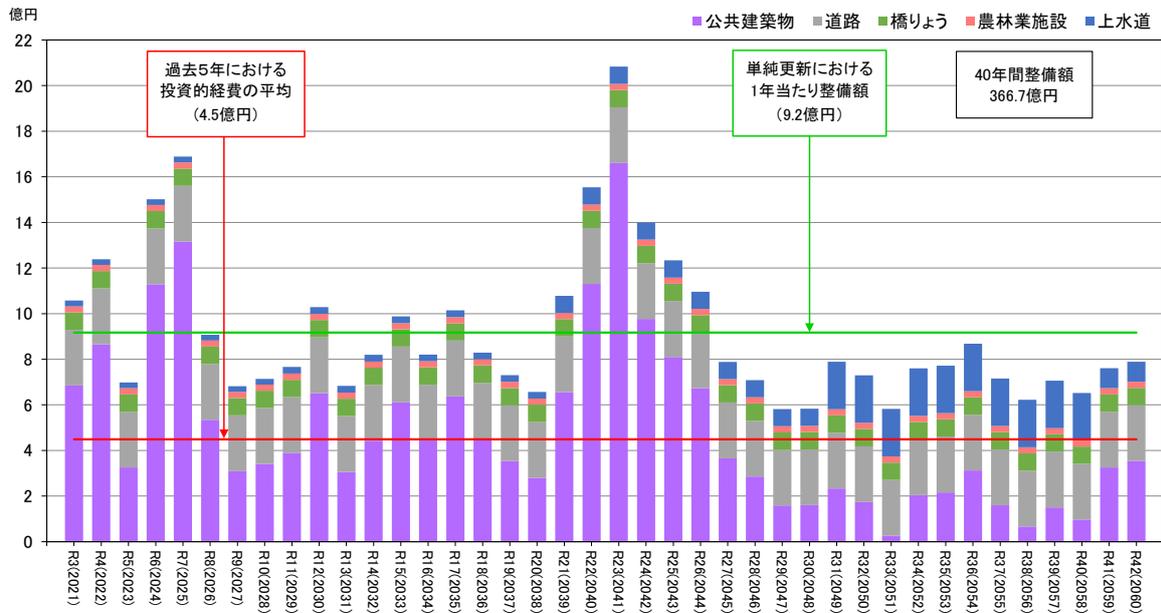
種別	利用データ	
	単純更新	長寿命化計画
公共建築物	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費
道路	更新費用試算ソフト	単純更新と同額
橋りょう	長寿命化計画の修繕しないで架け替える場合の事業費	長寿命化計画の修繕計画を実施し修繕する場合の事業費
農林業施設	過去5年間の更新費用の平均値	単純更新と同額
上水道	簡易水道事業経営戦略の更新需要を10年で平準化した場合の事業費	単純更新と同額

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

ア. 将来の更新費用の推計（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 366.7 億円、年平均で 9.2 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 4.5 億円と比較して 2.0 倍になります。

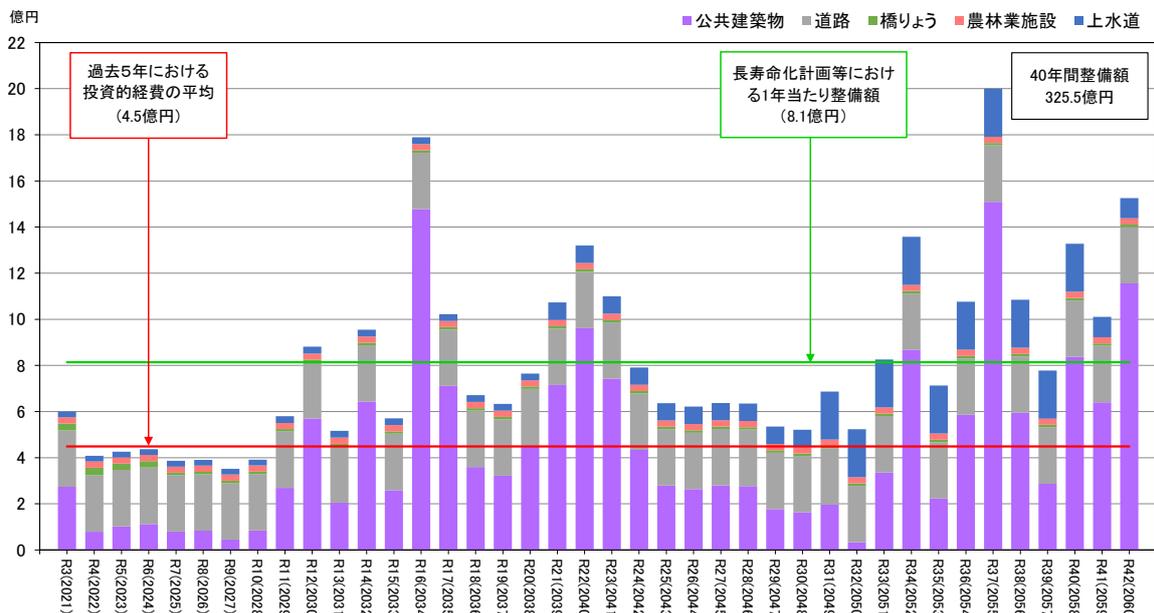
◆ 図表 4-10 将来の更新費用の推計（単純更新）



イ. 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）

長寿命化計画等における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 325.5 億円、年平均で 8.1 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 4.5 億円と比較して 1.8 倍になります。

◆ 図表 4-11 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）



(3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後10年間（令和3（2021）年度から令和12（2030）年度）で約54億円の削減効果が見込まれます。

今後、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆図表 4-12 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：百万円）

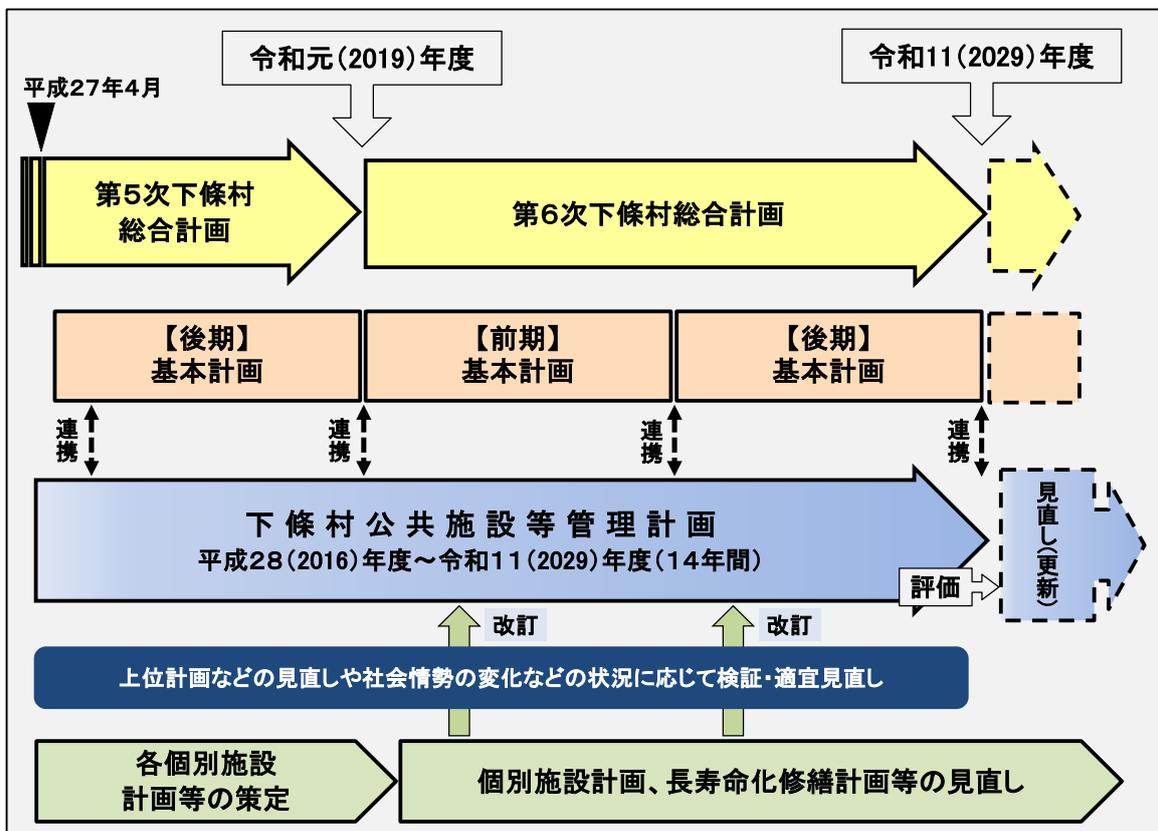
区 分		耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策 等の効果額 (②—①)	現在要して いる経費 (過去5年平均)	
投 資 的 経 費	普 通 会 計	公共建築物 (住宅含む)	6,547	地方債 国庫補助等 90～100% 充当	1,696	▲4,851	441
		道 路	2,446		2,446	0	
		橋 り ょ う	760		182	▲578	
		農林業施設	269		269	0	
	会 公 営 事 業 計 業	上 水 道	260		260	0	8
計		10,282		4,853	▲5,429	449	
維 持 補 修 費	普 通 会 計	380		380		38	
	公 営 事 業 会 計	70		70		7	
	計	450		450		45	
合 計		10,732		5,303	▲5,429	494	

第5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、平成28(2016)年度から令和37(2055)年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「下條村総合計画」などと連動しながら、概ね向こう14年間（平成28(2016)年度～令和11(2029)年度）を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和11(2029)年度は、10年間を基本的な計画期間とする「下條村総合計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和11(2029)年度を計画の目安として設定しました。

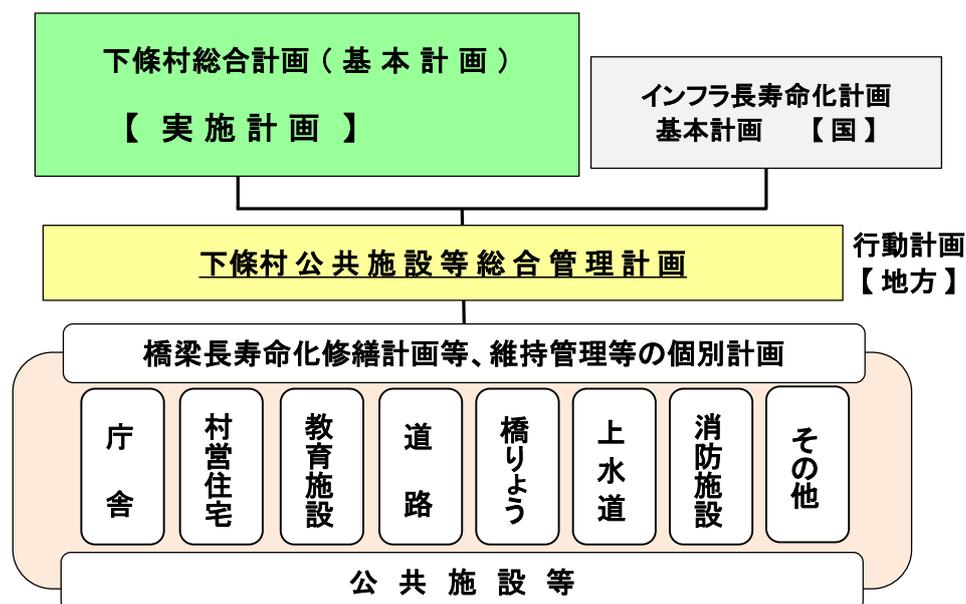
◆図表 5-1 計画期間（下條村総合計画との関係）



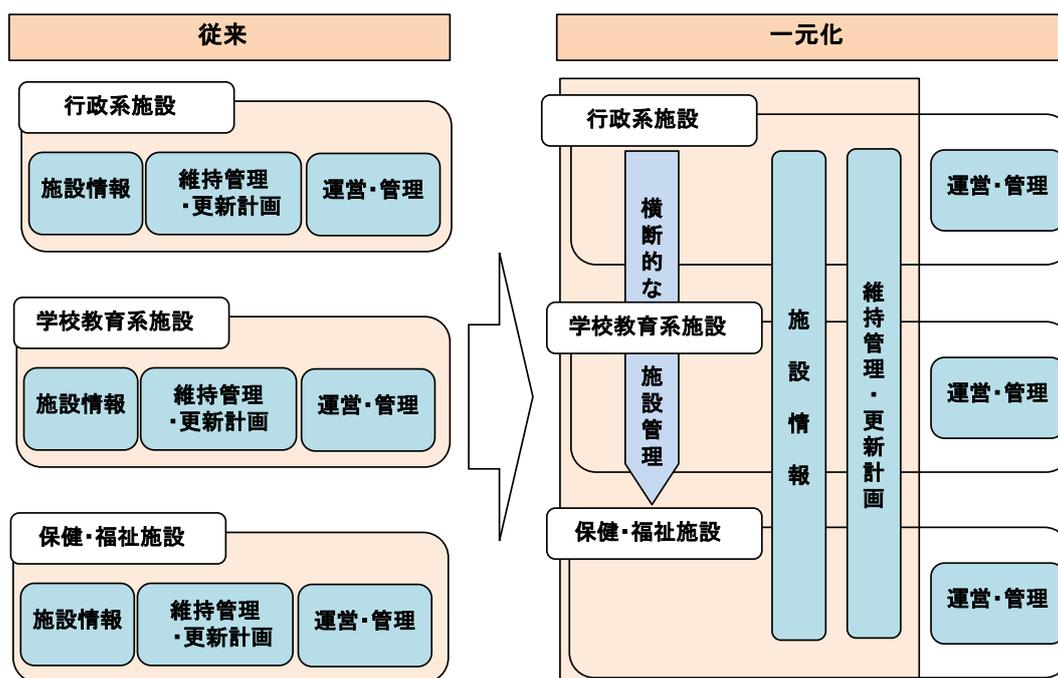
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「下條村総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

(数量の適正性)

人口減少の予測に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、年少人口・生産年齢人口の減少、高齢人口が増加することに伴い、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

人口の減少が見込まれる中で、現在保有している公共建築物の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であると想定されることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

(品質の適正性)

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているものが 36.5%、築 20～29 年が 36.1%で、10 年後には半数以上の施設が築後 30 年以上を経過するため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後 20 年の間に更新時期が到来する施設が集中しますが、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。

(コスト（財務）の適正性)

生産年齢人口の減少と高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことも予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本村では資材支給型の公共事業や民間委託等を推進するなど、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきました。今後も、既存施設の維持管理に当たっては、修繕や光熱水費・清掃費などのランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人あたりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口1人あたりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの縮減だけでなく、利用需要を考慮する中で施設の総量（延床面積）を減らすことも必要です。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を「下條村公共施設個別施設計画」で検討した結果に基づき設定することとします。

公共建築物について、今後、計画期間の令和11（2029）年度までに取壊しを予定している建物が5棟（1,460.03 m²）、譲渡を予定している建物が1棟（66.25 m²）で、全体の延床面積の約3%縮減を目標とします。

計 画	取 壊 し 予 定		譲 渡 予 定		合 計	
	施設数 (棟)	延床面積 (m ²)	施設数 (棟)	延床面積 (m ²)	施設数 (棟)	延床面積 (m ²)
下條村公共施設 個別施設計画	5	1,460.03	1	66.25	6	1,526.28

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要がありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図ります。

地域に対する公共建築物の譲渡や地区団体への指定管理委託を進めるなど、村民主体の維持管理を進めていきます。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP・PFI¹などの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

¹ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的活用や行政の効率化を図るもの。

PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施し、危険の除去により安全の確保を行います。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

(4) 耐震化の実施方針

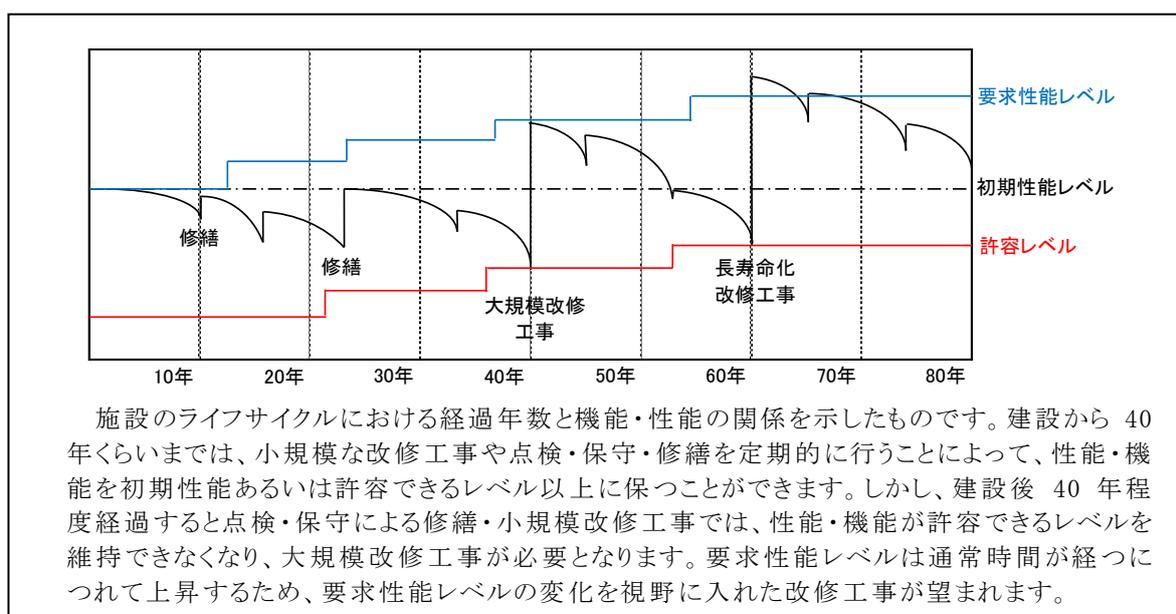
本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、施設利用者の安全性の確保及び災害時において、適確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、既に策定済みの長寿命化計画（個別施設計画）等に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆ 図表 5-4 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン²化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、村民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

(7) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、将来を見据えた公共施設等の有効利用を図るための、利用再編を進めます。広域利用が可能な施設は、近隣自治体との相互利用などの広域的な連携についても視野に入れて、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討します。

また、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

なお、未利用財産の利活用については、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を村民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「下條村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

計画の実施はまちづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

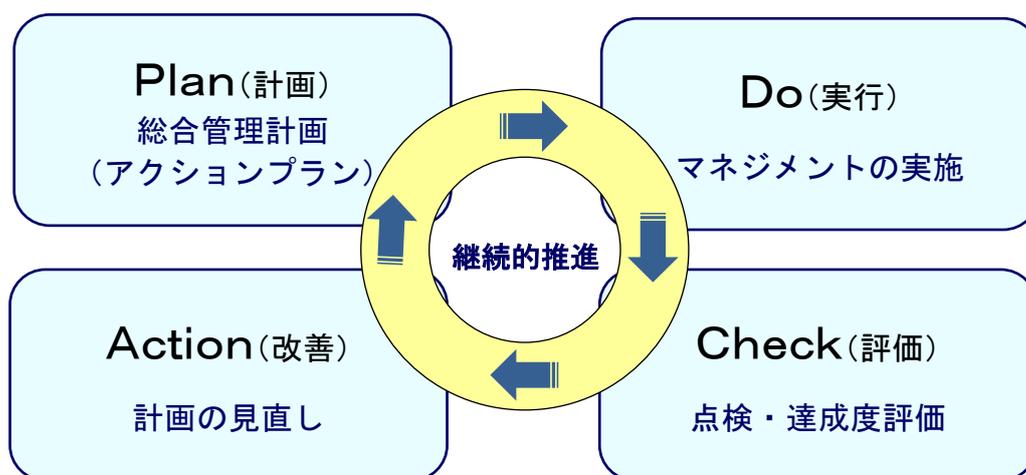
² ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

6 P D C Aサイクルの推進

「下條村総合計画」の更新等に合わせ、本計画に掲げた目標を達成するためP D C A（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに沿った進捗管理（フォローアップ）と点検評価を行い、計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民への公表を行います。

◆図表 5-5 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

本村では、老人福祉センター、明地原ふれあいセンター、ヤングコミュニーハウスやコスモホールを保有しています。それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。

◆図表 6-1 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区 分	集会施設	施設数	3 施設	延床面積	1,654.92 m ²
対象施設	老人福祉センター、明地原ふれあいセンター、ヤングコミュニーハウス				
区 分	文化施設	施設数	1 施設	延床面積	2,686.60 m ²
対象施設	コスモホール				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>地域の交流・親睦を深める場として、今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。</p> <p>また、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。</p> <p>また、施設の効果的な運営を図るため、指定管理者制度の導入についても検討します。</p>					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村には、あしたむらんど下條（図書館等多目的施設）を保有しています。

◆図表 6-2 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	図書館等	施設数	1 施設	延床面積	1,007.19 m ²
対象施設	あしたむらんど下條				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討していきます。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設

スポーツ施設としてインドアスポーツセンター、地域武道センター、B&G 海洋センター体育館、村民グラウンド、テニスコート、弓道場、レクリエーション施設・観光施設としては、ふるさと体験館コスモスの湯、道の駅そばの城、そばの館、農産物加工センター、産業系施設としては、下條村そば乾燥調製所を保有しています。

◆図表 6-3 公共建築物（スポーツ・レクリエーション、産業系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	6 施設	延床面積	3,224.52 m ²
対象施設	インドアスポーツセンター、地域武道センター、B&G 海洋センター体育館、村民グラウンド、テニスコート、弓道場				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	4 施設	延床面積	3,423.69 m ²
対象施設	ふるさと体験館コスモスの湯、道の駅そばの城、そばの館、農産物加工センター（うまいもの館）				
産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	1 施設	延床面積	284.93 m ²
対象施設	下條村そば乾燥調製所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。 B&G 海洋センター体育館については、計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。また、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方を検討します。</p>					

(4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村には、中学校、小学校、保育所、児童館、子育て支援センター、学校給食センターを各1施設保有しています。今後も学校教育環境を維持するため、園児・児童・生徒数の減少が見込まれる中、最適な教育環境について検討する必要があります。

◆図表 6-4 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	2施設	延床面積	9,723.29 m ²
対象施設	下條中学校、下條小学校(校舎、体育館等)				
区分	その他教育施設	施設数	1施設	延床面積	428.00 m ²
対象施設	学校給食センター				
子育て支援施設					
区分	幼児・児童施設	施設数	2施設	延床面積	757.20 m ²
対象施設	下條村児童館、子育て支援センター「すくすく」				
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1施設	延床面積	1,098.62 m ²
対象施設	下條保育所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕を行います。</p> <p>園児、児童、生徒の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能確保を行うため、必要に応じ耐震診断及び耐震補強等を適宜行います。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を行います。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>園児、児童、生徒の安全な環境を維持することを最優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>下條村児童館については、廃止し用途変更を検討します。また、新たに子育て支援センターを新設しました。</p> <p>学校施設については、少子化により児童・生徒数が減少してきていることから、小中一貫教育も視野に入れ、将来の施設の在り方を検討することが考えられます。</p>					

(5) 保健・福祉施設、医療施設

本村には、医療・保健・福祉の総合健康センター「いきいきらんど下條」に高齢福祉施設、保健施設、診療所を保有しています。

◆図表 6-5 公共建築物（保健・福祉施設、医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区 分	高齢福祉施設	施設数	2 施設	延床面積	1,744.09 m ²
対象施設	いきいきらんど下條（デイサービスセンター、地域包括支援センター）				
区 分	保健施設	施設数	1 施設	延床面積	635.17 m ²
対象施設	いきいきらんど下條（保健センター）				
医療施設					
区 分	医療施設	施設数	1 施設	延床面積	341.70 m ²
対象施設	いきいきらんど下條（診療所）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>施設内で行う事業の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、今後の管理・運営方法について検討を進めます。</p>					

(6) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。防災倉庫は、建築経過年数を考慮して計画的な維持管理に努めます。

庁舎については、建設されてから30年以上が経過しているため、今後10年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-6 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎等	施設数	2施設	延床面積	2,184.63 m ²
対象施設	下條村役場(庁舎、車庫等)				
区分	消防施設	施設数	5施設	延床面積	469.47 m ²
対象施設	山田河内コミュニティ消防センター、旭コミュニティー消防センター、第一分団詰所、第三分団詰所、第五分団詰所				
区分	その他行政系施設	施設数	7施設	延床面積	1,087.68 m ²
対象施設	オフトーク下條放送センター、防災倉庫(旧プール部分)、防災倉庫(旧更衣室部分)、防災倉庫(小学校敷地内)、防災倉庫(いきいきらんど敷地内)、防災倉庫(大久保集会所内)、防災倉庫(吉岡城址公園内)				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に点検や劣化診断を行う(予防保全)ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p>					

(7) 公営住宅

本村が管理する公営住宅のうち、建設されてから20年以上が経過しているものは、今後10年以内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。

◆図表 6-7 公共建築物（公営住宅）の保有状況

公営住宅					
区分	公営住宅	施設数	28 施設	延床面積	14,410.05 m ²
対象施設	村営住宅、村営（集合）住宅、公営住宅、特定公共賃貸住宅、厚生住宅				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な村営住宅の供給を推進します。</p> <p>また、今後10年以内に建築後30年を経過する村営住宅は、計画的に住宅改修や建替えを検討します。</p> <p>なお、戸建については、買取制度(払下げ)を実施していきます。</p>					

(8) 公園、その他

公園、その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-8 公共建築物（公園、その他）の保有状況

公園、その他					
区分	公園	施設数	8施設	延床面積	544.99 m ²
対象施設	リフレッシュパーク下條、下條親水公園、入登山ふれあいパーク（管理棟）、新井展望公園（トイレ）、極楽峠パノラマパーク（トイレ）、吉岡城址公園（トイレ）、北又の森公園（トイレ）、墓地公園（トイレ）				
区分	その他	施設数	2施設	延床面積	297.13 m ²
対象施設	バリアフリー型トイレ、お試しオフィス				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。</p> <p>小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理することとします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。</p> <p>また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。</p> <p>その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。</p>					

(9) インフラ施設

ア 道路

本村における村道の総延長は約190,905m、舗装率は71%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

また、地域の身近な道路の整備にあたっては、「建設資材支給事業」を活用し、住民自らの手による道路の改修等を今後も推進します。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ 橋りょう

本村の橋りょう(橋長2m以上)は支川に架かる橋が多く、橋長も15m未満の橋が大半を占めていますが、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「下條村橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「下條村橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ 上水道

本村の上水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ 農道・林道・林道橋

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要性が認められない路線は廃止を検討します。

下條村公共施設等総合管理計画

平成 28（2016）年 3 月 策定

令和 4（2022）年 3 月 改訂

〒399-2101

長野県下伊那郡下條村睦沢 8801-1

下條村役場 総務課 企画財政係

TEL：0260-27-2311

FAX：0260-27-3536

URL：<https://www.vill-shimojo.jp/>
